



最高裁判所判事
深山卓也
昭和二十九年九月二日生

略歴
東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。以後、東京地裁、函館地裁、裁判所長官、以後、福岡高裁部助判事、東京地裁、東京高裁の判事として勤務することにも、法務省民事局参事官、大臣官房参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。
二〇一三年 一月 東京地裁判事部部長
二〇一四年 九月 法務省民事局長
二〇一七年 一月 東京高裁判事部部長
二〇一八年 二月 さいたま地裁所長
二〇一九年 三月 東京高裁長官
二〇二〇年 一月 最高裁判所判事



最高裁判所判事
岡正晶
昭和三十一年二月二日生

略歴
香川県綾歌郡 現高松市 国分寺町という段々状の小さな田舎が連なる山あいのどかな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれる。同校立国分寺南小学校、同校立国分寺中学校(軟式テニス部)を経て、香川県立高松高等学校(バドミントン部)を卒業。
昭和五十五年 三月 東京大学法学部卒業
同年 四月 司法修習生(三四期)大阪で実務修習
五十七年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
五十八年 六月 株式会社ニフコ社外監査役
五十九年 一月 東京大学大学院法学研究科助教授
二〇一〇年 七月 第一東京弁護士会副会長
二〇一一年 一月 法務省法制審議会民法(債権関係)部会委員
二〇一二年 七月 日本弁護士連合会法制部検討委員会委員
二〇一三年 六月 全国農業協同組合連合会経営管理委員
二〇一四年 四月 事業再生研究所代表理事
二〇一六年 四月 日本弁護士連合会副会長
二〇一七年 六月 株式会社三井住友銀行社外監査役
二〇一八年 八月 日本公認会計士協会品質管理審議会委員
二〇二〇年 六月 住友生命保険相互会社社外取締役
二〇二一年 九月 株式会社三井住友銀行社外取締役
三年 九月 最高裁判所判事



最高裁判所判事
宇賀克也
昭和三十一年七月二日生

略歴
東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学(現、筑波大学)附属高等学校を卒業。
昭和五三年 三月 東京大学法学部卒業
同年 七月 東京大学法学部助判事
五八年 八月 ハリウッド大学客員研究員
五九年 七月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員
六〇年 七月 ハリウッド大学客員教授
六一年 八月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
六二年 九月 ジョージタウン大学客員研究員
一〇一三年 四月 放送文化大学院主任講師兼客員教授を兼任
一〇一四年 一月 日本公法学会理事
一〇一六年 七月 東京大学公共政策大学院教授を兼任
一〇一八年 七月 関税等不服審査会閣議、知的財産科部会長
二〇二〇年 三月 総務省代表自治紛争処理委員
二〇二一年 一月 日本行政法学会理事
二〇二二年 一月 総合戦略本部パーソナルアタに関する検討部会長
二〇二二年 二月 内閣府防犯禁止審査手続懇話会座長
二〇二三年 三月 東京都市情報公開・個人情報保護審議会会長
二〇二四年 四月 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長
二〇二五年 二月 人事院交際審議会会長
二〇二八年 七月 消費庁消費者安全調査委員会委員長
二〇二九年 一月 内閣府文書管理委員会委員
二〇三〇年 三月 最高裁判所判事



最高裁判所判事
堺徹
昭和三十一年七月二日生

略歴
和歌山県田辺市生まれ。地元小学校、中学校、和歌山県立田辺高校を経て、東京大学法学部を卒業。以後、札幌地検、札幌地検審査部、大阪地検、大津地検、法務大臣官房司法法制調査部、東京地検八王子支部、東京地検の各検事、旭川地検次席検事、最高検事務取扱検事などとして勤務。
昭和五七年 四月 東京地検交通部長
五九年 四月 検事任官
以後、札幌地検、札幌地検審査部、大阪地検、大津地検、法務大臣官房司法法制調査部、東京地検八王子支部、東京地検の各検事、旭川地検次席検事、最高検事務取扱検事などとして勤務。
平成二〇〇年 九月 東京地検交通部長
二〇一二年 一月 東京地検特別捜査部長
二〇一四年 七月 福島地検検事正
二〇一五年 七月 東京地検検事正
二〇一六年 七月 東京高検検事
二〇一八年 九月 東京高検検事正
二〇一九年 七月 仙台高検検事
二〇二〇年 七月 次長検事
二〇二三年 七月 東京高検検事長
三年 七月 退官
同年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成三〇年二月二十九日 大法廷判決
平成二九年一月二日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であったと見えず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものという主張は認められない(多数意見)。
二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決
タキシード労働者の歩合給の計算に当該労働手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円と七条などあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法七条七条の割増賃金が支払われたとはいえない(全員一致、裁判長)。
三 令和二年一月十八日 大法廷判決
令和元年七月二日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていない(多数意見)。
四 令和三年二月四日 大法廷判決
市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の優遇を授け、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する(多数意見)。
五 令和三年五月十七日 第一小法廷判決
労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにはく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。
六 令和三年六月三日 大法廷決定
石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性を建材に表示すべき義務を怠ったなどの判決で示す事情の下では、メーカーは、石綿粉じんにはく露して石綿関連疾患に罹患した大工に対し、民法七一九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う。全員一致、裁判長。
七 令和三年六月三日 大法廷決定
夫婦が夫は妻の氏の名前を称するものと規定する民法七五〇条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四四条に違反しない(多数意見、補足意見付加)。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 日本国憲法七六六条二項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行使し、この憲法及び法律に拘束される」とを常に念頭に置き、仕事を遂行するべき根本原理とし、
二 従って、従うべき「良心」の充実、向上に日々努め、「独立」はそれが前提に陥らぬよう常に自戒し、「職権」行使に当たっては「記録」資料を精査し、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的に深みのある熟議を尽くすことを信条とし、一つ一つの事件に全力で取り組みます。
また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に全うします。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和二年六月三日 第一小法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象となる(全員一致、補足意見付加)。
二 令和二年二月二日 第三小法廷決定
再審請求を棄却した再審決定について、再審開始すべきとの反対意見を述べた。
三 令和三年六月五日 第三小法廷判決
刑事施設の被収容者が事故中に受けた診療に関する保有個人情報、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象となる(全員一致、裁判長、補足意見付加)。
四 令和三年六月三日 大法廷決定
夫婦間を義務付けた民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項とする戸籍法七四条一号の規定は憲法二四四条に違反するとの反対意見を述べた。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 最高裁判所に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事実上、それは社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所の判事の一人として、誠で責任を担っていることを常に意識しながら、緊張感をもって職務に当たっています。
最高裁判所に任官する以前は、主として検察の現場で検察官として刑事事件に携わり、複雑困難な事件の捜査、公開に關与する中で、事件の真相解明に必要な専門的知識を磨いてきたのみならず、会社と組織の有り様や事件の背景となった様々な事柄に関しても学ぶとともに、検察官として最高裁判所に達するためにいろいろ観点から考え、知恵を絞っていました。
最高裁判所は変化が著しい現代社会において、種々の観点から検討を行い、紛争解決のために公正妥当な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験、最高裁判所判事の職務が生かすことによつて、この重い職責を果たし、公公正で紛争解決として妥当な裁判を実現して国民からの期待と信頼に応えたいと思っております。
そのためにも事件の当事者の訴えの中に十分耳を傾けると、学び続ける意識と謙虚な姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいと考えています。

裁判官としての心構え
最終審かつ法律である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。

裁判官としての心構え
日本国憲法七六六条二項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行使し、この憲法及び法律に拘束される」とを常に念頭に置き、仕事を遂行するべき根本原理とし、
二 従って、従うべき「良心」の充実、向上に日々努め、「独立」はそれが前提に陥らぬよう常に自戒し、「職権」行使に当たっては「記録」資料を精査し、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的に深みのある熟議を尽くすことを信条とし、一つ一つの事件に全力で取り組みます。
また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に全うします。

裁判官としての心構え
大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法学部の研究教育に携わるとともに、審議会等で様々な法律・条約の制定、改正作業に携わってきました。これまででは、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側になると、その責任の重さに身が引き締まる毎日です。様々な意見に謙遜に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していきたいと思っております。

裁判官としての心構え
私は、最高裁判所に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事実上、それは社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所の判事の一人として、誠で責任を担っていることを常に意識しながら、緊張感をもって職務に当たっています。
最高裁判所に任官する以前は、主として検察の現場で検察官として刑事事件に携わり、複雑困難な事件の捜査、公開に關与する中で、事件の真相解明に必要な専門的知識を磨いてきたのみならず、会社と組織の有り様や事件の背景となった様々な事柄に関しても学ぶとともに、検察官として最高裁判所に達するためにいろいろ観点から考え、知恵を絞っていました。
最高裁判所は変化が著しい現代社会において、種々の観点から検討を行い、紛争解決のために公正妥当な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験、最高裁判所判事の職務が生かすことによつて、この重い職責を果たし、公公正で紛争解決として妥当な裁判を実現して国民からの期待と信頼に応えたいと思っております。
そのためにも事件の当事者の訴えの中に十分耳を傾けると、学び続ける意識と謙虚な姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいと考えています。



最高裁判所判事
わたなべ りえ
昭和三十三年二月二十七日生

略歴

福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校(当時)を卒業。東北大学法学部卒業。六三年四月 司法修習生。六四年四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)。六五年四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)。七一年九月 海外法律事務所勤務。七二年一月 弁護士登録取消。七二年二月 公正取引委員会事務局勤務。七三年九月 弁護士登録(第一東京弁護士会)。七四年四月 慶應義塾大学法科大学院教授。七九年四月 内閣府官民競争入札等監理委員会委員。八四年三月 日本放送協会経営委員・監査委員。令和元年一月 司法試験審査委員(経済法)。二年 七月 国立大学法人お茶の水女子大学監事。三年 七月 最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判所就任後日誌のため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判官としての心構え
「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担っていると考えます。
これまで、弁護士としての職務を果たす上では、女性か否かというよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼される仕事をしたいと考えています。裁判官としても司法の一翼を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職務を果たしたいと考えています。しかしながら、やはり最高裁判官をはじめとして女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず女性全体に機会が与えられることはとても重要なことであると考えます。私は、これまで先陣方が切り拓いてくださった道をたどることで現在に至っています。このたびは最高裁判事として、働く機会を頂くことができ、今度は私が、より若い世代の女性に働き、ささやかですがその一石となるよう働んでいきたいと思っています。



最高裁判所判事
やまい りょうすけ
昭和三十三年四月十九日生

略歴

奈良県大和郡山田市で生まれ育ち、私立東大寺学園中学校卒業。同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。昭和三十八年四月 判事補任官。三十九年四月 判事補任官。四十年四月 判事補任官。四十二年四月 判事補任官。四十四年四月 判事補任官。四十六年四月 判事補任官。四十八年四月 判事補任官。五十年四月 判事補任官。五十二年四月 判事補任官。五十四年四月 判事補任官。五十六年四月 判事補任官。五十八年四月 判事補任官。六十年四月 判事補任官。六十二年四月 判事補任官。六十四年四月 判事補任官。六十六年四月 判事補任官。六十八年四月 判事補任官。七十年四月 判事補任官。七十二年四月 判事補任官。七十四年四月 判事補任官。七十六年四月 判事補任官。七十八年四月 判事補任官。八十年四月 判事補任官。八十二年四月 判事補任官。八十四年四月 判事補任官。八十六年四月 判事補任官。八十八年四月 判事補任官。九十年四月 判事補任官。九十二年四月 判事補任官。九十四年四月 判事補任官。九十六年四月 判事補任官。九十八年四月 判事補任官。令和二年七月 最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判所就任後日誌が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

裁判官としての心構え
「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁判官の重責を常に自覚した上で、様々な分野の「一つの事件」について、中立公正な立场上から、誠実に真正面から向き合っていくことだと考えています。その際には虚心坦懐にじっくり記録を読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思います。変化が激しく、価値観が多様化が著しい現代社会においては、判断の難しい事件が飛躍的に増えています。グローバル化が加速する中、国際的な動向も裁判所に持ち込まれています。そのような時代にあっても、我が国の社会のこれまでの歩みを正確に認識し、将来の在り方をしっかり見定めるとともに、世界の動きについても的確に理解することが重要だと考えています。このように、時間的な広がりや空間的な広がりとを座標軸にして考えることを絶えず意識しながら、一つ一つの事件について、幅広い視野と柔軟な発想をもって、バランスがとれたよりよい判断ができるよう心掛けていきたいと思っています。これまで、長年にわたって地裁と高裁で民事裁判を担当してきました。その間、数多くの事件を担当しましたが、どの事件についても当事者の方々との議論を十分に尽くし、証拠を丁寧に検討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようにと色々な工夫を重ねてきました。それと同時に、裁判を担当することへの「畏れ」の気持ちを忘れてはならないと考えてきました。最高裁判事に就任してから日が浅いため、関与した主要な裁判はありません。しかし、下級審において積み重ねた経験やその当時の心構えを踏まえ、これから、最終審を担う一員として、さらに大きな責任に立って物事を考えるように努めたいと思います。好きな言葉として「熟慮」という言葉があります。この言葉の意味するところ、最高裁において、たくさんの方の知恵を出し合って議論を尽くしてまいりたいと思います。



最高裁判所判事
ながた まさひろ
昭和二十九年四月一六日生

略歴

東京都保谷市(現・西東京市)生まれ。東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、高等学校卒業。東京大学法学部法政学系(国際関係論)卒業。昭和五十二年三月 外務省官省。五十五年七月 英国オックスフォード大学社会科学部特別ディプロマ取得。五十六年四月 外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米国大使館にて勤務。五十七年三月 内閣法制局参事官補。五十八年八月 内閣法制局参事官。五十九年八月 外務省欧米局西欧第二課長以降、同条約局法課長、在インド大使館参事官、後に同公使、在英大使館公使として勤務。六十年八月 外務省北米局参事官以降、国際法審議官、総合外交政策局参事官として勤務。六十二年八月 在サンフランシスコ総領事。六十四年八月 外務省参事官。六十五年七月 駐大韓民国特命全權大使。六十八年一月 駐英特命全權大使。令和元年二月 最高裁判所判事。二年 七月 最高裁判所判事。三年 二月 最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判
令和三年六月三日 大法廷決定
民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の変更に関する規定が憲法二四条に違反しないと判断した(多数意見)。その上で、夫婦の氏に関する法制の合理性に関する事情の変化にかんづいては、これらの規定が同条に違反するとは評価されないに至ることもあり得るが、このような法制制度については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な仕組の在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした(補足意見付加)。

裁判官としての心構え

裁判官としての心構え
一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りがないように努め、もって、適切な判断に至ることができるよう考えています。これまでの事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共に、諸外国に共通な課題である高齢化、価値観の多様化、デジタル化、グローバル化などが社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方といった今日的な課題の検討にも力を注ぐよう、今後とも努力していきたいと思っています。

投票日 10.31 投票時間 午前7時-午後8時
北海道選挙管理委員会
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/

最高裁判所裁判官 国民審査
投票所では、マスク着用、手指の消毒にご協力ください!
ノブコブからのメッセージも公開中! 選挙特別サイトがオープン!

もし、投票日に行けない方は
期日前投票 10.20-30
投票時間/午前8時30分-午後8時
今回から! 新型コロナウイルス感染症で 宿泊・自宅療養等されている方へ
特例郵便等投票 ができます。

未来をつくれなない人はいない。



最高裁判所裁判官 国民審査

18歳・19歳の皆さんも投票できます!

10.31

投票日

投票時間 午前7時-午後8時

※一部の投票所で投票時間が異なる場合がございます。



もし、投票日に行けない方は

期日前投票

10.20^水-30^土ができます。

投票時間 / 午前8時30分-午後8時

※一部の投票所で投票時間が異なる場合がございます。
詳しくはお住まいの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

今回から! 新型コロナウイルス感染症で
宿泊・自宅療養等されている方へ

特例郵便等投票

※詳しくはお住まいの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。



新型コロナウイルス感染症対策を!

投票所では、マスク着用、手指の消毒にご協力ください!

ノブコブからのメッセージも公開中!
選挙特別サイトがオープン!

